

学校いじめ防止基本方針

全ての生徒が安心して楽しく学校生活をおくることができる松が谷中学校

1 いじめの防止の対策に対する基本方針

いじめは、人の心や体を深く傷つける許されない行為である。すべての生徒が安心して学校生活をおくることができるために、「いじめはどの生徒にも、どの学級においても起こりうる」という認識に立つ。そして全教職員及び保護者、関係諸機関が一丸となり、「いじめは絶対に許さない」という態度で教育活動に取り組む。

2 未然防止に向けて

- ① 人権教育及び道徳教育の充実を図るとともに、情報モラルに関する教育活動を行い、SNS、メール等を適正に使用する力を養う。
- ② 教科や特別活動、総合的な学習の時間を通して、自分の意見を他者に伝える活動を実施し、コミュニケーション能力を高める教育活動を行う。
- ③ 授業づくり、集団づくりを見直しながら、学習、学年・学級経営の充実を図り、すべての生徒が基礎的な学力を身に付け、自己有用感をもつように支援する。
- ④ 年間3回のいじめアンケート（場合によっては保護者アンケート）を実施するとともにチェックリストや「子ども見守りシート」等を活用し、日頃から生徒の変化や行動に注意し、情報の収集に努める。
- ⑤ 生徒が一人以上の大人と相談できる環境づくりを行うとともに、スクールカウンセラーと連携し、生徒一人ひとりに応じた指導を心がける。また、外部相談機関の周知を行う。
- ⑥ 地域で役割を果たす体験や社会に貢献する体験等を通して自尊感情を育む。
- ⑦ 生徒、保護者、関係諸機関等へ基本方針を周知するとともに、いじめ防止の取り組みについて学校評価等で振り返る機会を設定し、改善につなげる。

3 早期発見～解消に向けて

- ① いじめを受けている生徒の立場に立ち、速やかに事実関係を把握する。
- ② いじめの行為に対しては、いじめが許されない行為であることを十分に理解させ、反省させ二度と繰り返さないように指導する。
- ③ 保護者に連絡を取り、面談等を実施するとともに、内容に応じて関係諸機関との連携を図る。
- ④ 学級、学校全体への指導を通して、生徒がいじめについて考え、解決に向けた取り組みについて考えさせる。

4 学校いじめ対策委員会について

「学校いじめ対策委員会」を定期的開催し、情報の収集や共有、いじめの認知及び生徒等に対応する教職員等への指導・助言を行う。